ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化を実施しないよう求める 意見書

政府・財務相は、2014 年 10 月の財政制度等審議会に、介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護支援計画(ケアプラン)作成の有料化を提案しました。

介護報酬6%削減、要介護1の生活援助の保険給付外しなどとセットで提案されたものの、世論の反対や介護報酬削減への不安を受けて、実施が見送られていたものです。

日本介護支援専門員(ケアマネ)協会は、22万人の反対署名を集め、「誰もが公平にケアマネジメントを受けることを阻害する」、「真にサービスを必要としている人が、必要なときに必要なサービスを利用できなくなる危険性がある」と、有料化に反対しています。

現在、厚労省は、来年度の介護報酬改定で、ホームヘルパーが掃除や調理をおこなう訪問介護の生活援助を一日1回程度以上利用する場合、ケアマネージャーの市町村への届け出を義務付け、保険者にケアプラン点検をおこなわせる方針です。

介護認定の抑制、生活援助の利用制限は、介護保険の理念である利用者の「自立支援」を損ね、制度を根底から崩すことになりかねません。

ケアプラン作成は、利用者とケアマネの契約で成り立つサービスです。高齢者と その身近な相談相手・専門家として接するケアマネージャーなどの当事者や多くの 介護事業所が反対しているもとで、ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有 料化は実施しないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月21日

北海道名寄市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣

宛